

第48回市民会議が、「裁判員制度施行10年を迎えて」というテーマで行われた。

当会の裁判員制度センター榊原一久委員長代行から、(1)裁判員制度とは何か、(2)施行からの10年の運用状況、(3)制度導入までの流れ、(4)なぜ裁判員制度が導入されたのか、(5)刑事司法改革推進への期待、(6)裁判員制度導入に際しての弁護士会の活動、(7)裁判員裁判導入による変化、(8)今後の課題等について説明があり、その後、意見交換が行われた。

本稿では、榊原委員長代行からの説明の要旨及び市民会議委員から出された意見を紹介する(発言順)。

榊原：裁判員制度が始まってから本年(2019年)5月21日でちょうど10年となった。施行からの10年間の運用状況としては、裁判員裁判の件数は1万1000件を超え、裁判員候補者名簿登載者は266万4306人となっている。

裁判員制度が導入された理由は、国民の司法参加とともに、これによって刑事司法の改革を推進するという期待が大きかったのではないかと思う。裁判員制度導入によって、刑事裁判は大きく変化したというのが、多くの裁判官、検察官あるいは弁護士が感じているところであると思われる。

従前の刑事裁判は精密司法と言われて、およそ犯罪にかかわることは全て大量の証拠で証明しようとしていた。裁判員裁判では、犯罪が成立すると判断できる必要な範囲に証拠を限定しようという核心司法へ変わった。これは、公判中心主義を採るためには、大量の証拠を見ることはできないし、証拠調べに長い時間をかけることもできないため、提出する証拠を限定しようという方向性からきている。公判前整理手続が行われ、証拠開示もされるようになり、刑事裁判は公判中心主義に変わりつつある。公判中心主義によって自白調書の重要性も以前に

比べれば低くなってきているし、取調べの可視化が一部進められたのも裁判員制度導入によるところが大きい。

人質司法と言われていた点に関しても、勾留率は、裁判員裁判を導入する前の平成20年では66.6%だったのが、平成30年には62.6%に落ちている。保釈率については、裁判員裁判の対象となる重大事件で、裁判員裁判導入前は4.5%だったのが裁判員裁判においては10.7%と高くなっている。検察官の勾留請求を裁判官が認めない率も高くなっていて、東京だと10%を超えていると思われる。

今後の課題としては、弁護人の弁護技術、すなわち裁判員裁判の公判でどのような弁護活動をするか、あるいは裁判員裁判を見据えて、被疑者段階及び公判準備段階でどういう弁護活動をするかが重要になる。裁判員に対するアンケートでは、弁護士の説明は分かりにくいという意見が検察官に比べると多い。それは、検察官が有罪の立証をかなり固めてきているところで主張をする厳しさなど、いろいろな要素があると思うが、弁護人としての研鑽を積んでいかなければならないと考えている。

津山：裁判員裁判が始まる前の年に、裁判員裁判制度を広めてほしいと、検事総長が私どものところにやってきた。その際に、裁判員制度について「小さく産んで大きく育てる」という話をしてしたが、私たちメディア側からすると、「小さく」というのは、非常に制約が多い制度であると理解していた。それは、当該事件の裁判員が誰か分からず、裁判員との接触が禁止され、一番大きいのは裁判員に守秘義務があるということである。後々、制度や運用が見直されていくのではないかと考えていたが、そういう方向に進んでいないのが現実である。

最高裁の大谷長官は、先日の記者会見で裁判員

出席者・市民会議委員

(9人)

*敬称略

*肩書は2019年7月16日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
逢見 直人 (日本労働組合総連合会会長代行)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
後藤 弘子 (千葉大学大学院社会科学研究院教授)
田中 常雅 (東京商工会議所副会頭)
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)
長友 貴樹 (調布市長)
山本 一江 (消費生活専門相談員)

制度は比較的順調に進んでいると述べていた。弁護士会にとっても、保釈率が上がってきたとか、人質司法が解消されてきたなど、本来の刑事裁判のあり方に近づいてきたと評価できる面は確かにあるのだろう。しかし、一方で裁判員候補者の辞退率が上がってきている。裁判員経験者からは「よい経験になった」という感想が多いことには違和感がある。裁判員によるよい経験をしてもらおうという制度では本来ないはずだ。主体的に統治に参加するという意識が進んでいないのではないのか。

裁判員の負担軽減という話があったが、弁護士会として、あまり負担軽減ということを書いてしまうと、結局は審理が十分に行われないことに繋がって、一番大事な被告人の権利を守ることができなくなってしまう恐れがある。石巻3人殺傷事件では、裁判員裁判において犯行時に少年であったケースとしては初の死刑判決が出されたが、報道によると、裁判員は、少年だということを全く考えずに審理しましたと話している。仙台弁護士会の人たちが後に批判していたが、少年の成育歴に対する意見を述べる時間が30分しか与えられなかったということだ。恐らく裁判員の負担軽減からくる時間制限であったのではないかと思う。弁護士会としては、被告人の人権を守るため、むしろこうした点を問題としてもらいたい。

市民感覚を取り入れるというが、被害者の被害感情、それと社会の報復感情が市民感覚という言葉に置き換わっているのではないかという懸念を持っている。その検証を阻んでいるのは、実は守秘義務の壁であると思う。弁護士会には、是非守秘義務の壁を破ってもらいたいと考えている。

江川：裁判員裁判が始まってから、傍聴取材をして一番感じるの、裁判員裁判に限らず、裁判長が非常に時間を気にするようになったということであ

る。とにかく短く時間内に、というふうになっている。つい先日も、裁判官が、弁護人の尋問が予定より5分延びたことにクレームを述べていた。だらだらやっていて延びたのなら仕方がないが、見ている限りはそのようなことはなかった。そうした時間ばかり気にしている裁判官に関しては、個々の裁判ではなかなか意見を述べにくいと思うので、弁護士会として、時間内に終わらせるのではなく、審理の内容を充実させるよう要望してほしいと思う。

石巻3人殺傷事件で、一番大事な成育歴に関する意見が30分しか言えなかったということは、公判前整理手続の段階で既に時間配分が決まっていたのであろう。こうした面で、公判前整理手続が非公開になっているのはよくないと思う。法律上は公開してはならない、ということではないはずである。全部を公開しろとまでは言わないが、弁護士会としては、公判前整理手続をもっとオープンにせよと言ってよいと思う。

裁判員裁判に参加した感想について聞くと、「やってよかった」という回答が多いということであるが、これは長い審理の後で、ようやく判決という成果が出て、高揚感が最大になったときに聞いているからであろう。アンケートをやるならば、むしろ同じような事件の裁判員にもう一度選ばれたらやりたいですか、という聞き方がよいのではないのか。

保釈率が上がっているということであるが、否認事件か自白事件の区分だけでなく、どの段階で保釈されたのか、つまり起訴の直後なのか、それとも公判前整理手続が終わった後なのかなど、弁護士会から裁判所に対し、もう少し細かいところまで統計を出すように求めてもらいたい。裁判員裁判に限らず、どの段階で身柄が解放されているかというのは、もう少し細かく出せるはずなので、それを出すことは要求してほしい。

これからの課題としては、裁判員裁判の再審についても考えた方がよいのではないか。現在、裁判員裁判の第1審判決を高裁がひっくり返しただけで大騒ぎになっている。とすれば、再審はよりハードルが上がる。遠からず、裁判員裁判で有罪判決が出た事件で再審請求が起きるはずである。例えば、再審請求審も裁判員裁判形式でやるということなどを弁護士会の中で研究して、提言などしていけたらよいのではないかと思う。

専門家によるチェックも必要ではないかとの意見について、その意味では控訴審がその役割を果たすものであるが、第1審の裁判員裁判で判決を受けて、そもそも控訴しないとか、控訴しても取り下げってしまう被告人もいる。例えば、裁判員裁判については、少なくとも控訴審は必ずやるべきという提言をしていく必要もあるのではないか。特に死刑事件では、第1審だけで確定すると裁判員は自分たちの判断だけで死刑が執行されたということになり、心理的な負担も大きくなる。裁判員の負担軽減については、時間面よりもむしろそちらの方向で考えるべきではないかと思う。死刑事件に関しては、そもそも特に慎重な審理を要するという意味も合わせて、控訴審を必須としていくべきである。

山本：第1審の裁判員裁判による判決が、高裁で破棄されることが問題となっている。高裁で破棄されて地裁に差し戻されると、再び裁判員裁判となるが、裁判員の構成は同じではなく、全く別の裁判員になるとのことである。裁判員の構成が異なることが、結果に大きく影響するという事例も出てくるのではないか。

後藤：裁判員に対するアンケートで、法廷での説明の分かりやすさという項目において、弁護人の説明

が分かりにくかった、という回答の割合が、例年検察官の約3倍となっている。この割合はここ10年くらいほぼ変わっていない。そこを分かりやすくしようという努力を弁護士会はしているのか。研修プログラムがあって、講師の経験などを伝えているとのことであるが、研修が充実したことによって、経験値が上がればアンケートの結果も変化すると思う。研修が、裁判員にどう伝えるかという観点で、分かりやすく伝えることを目的としているのであれば、分かりにくさが減らないと意味がないのではないか。

検察側の被告人は悪いという主張は分かりやすいけれども、弁護人のそうではないという主張は、それ自体説明が難しく分かりにくいものになりがちであるという意見については、私としてもそう思うが、弁護人の技術を上げていく必要はあるのであり、そのための機会を提供するのは、弁護士会の役割である。裁判員裁判を担当する弁護士には、毎年の研修を義務化するという方向性も必要ではないか。

長友：裁判員裁判制度について、第三者の視点とか一般国民の常識を取り入れるということは時代の潮流からすると当たり前であることは、地方公共団体としても同じ感覚を持っている。すなわち、行政不服審査法により、我々の行政手続や処分が適正かどうかということは常にチェックされているし、オンブズマン制度やパブリックコメント条例を作って、そうした意見の反映も行っている。こうした制度をより順化させ、深めていくべきであることは当然だと思う。

市の職員がどれくらい裁判員の対象になっているのか知りたいと思って調べてみたところ、公民権等の行使に関する休暇を毎年数人が取得していることが分かった。ただ、それが裁判員ということで休暇の取得をしたのかどうかまでは確認できない。

裁判員を経験した国民は少しずつではあるが増えているであろうところ、その経験が共有できていないと感じる。裁判所の主催で、裁判員経験者の意見交換会が行われているということであるが、今後は弁護士会も意見交換会を主催できればよいのではないか。その際には、やはり守秘義務というものが壁になるのであろう。守秘義務は厳然と今後も残るだろうけれども、この制度をもっと生かし、公判などでの問題点を改善していくためにも、守秘義務の範囲など変えるべきものは変えていくべきである。

磯谷：裁判員制度がスタートしたときに、3年後に見直すという話があった。今回10年目を迎えて、恐らくまた15年後にも同じような総括をしているのではないかと思うが、辞退率などについても、現在の状況がそのまま看過されていくのではないかという危惧感を持つ。

それについては、経験が共有されていないことが問題だと思うが、やはり守秘義務というものが非常に大きな壁となっている。守秘義務により、裁判員がどう思っているかとか、経験による意識の変化や、法曹の三者がそれぞれどう評価しているかというところが、なかなか生きてこないのではないか。

裁判員制度がスタートしたとき、多くの裁判官は賛成していなかったと思われるが、今、若い裁判官がどう評価しているかとか、検察官はどうなのかというところや、携わっている弁護士の方たちがそれぞれの課題について、どう評価しているかというところは、もう少し明確に知りたいと思う。そして、それを総括して、法教育に結び付けるということが非常に重要ではないだろうか。裁判員制度というのは、法教育の素晴らしい、一番適切な教材ではないかと思うので、もう少し具体的な総括ができて、対外的にも話せるものが出てきてもよいのではないか。

少し意外だったのは、弁護士でも裁判員裁判に携わっているのは本当にごく一部の方だけで、ほとんどの方々はそんなに関心を持たなくなってきているのではないかということである。法曹を志す学生や子どもたちが少なくなっているという話であるが、裁判員裁判について、弁護士の活躍の場が増えているということがきちんと伝わって、法教育の中でも取り扱われていけば、変わってくる部分もあるのではないかと思う。

田中：裁判員裁判について、制度全体としてどう機能していくかという検証が必要なのではないかと思う。精密司法から核心司法へというような言い方をされていたが、私が一番気になるのは、精密司法から「心証的な司法」に変わる可能性があるのではないかということである。例えば、証拠をそろえて論理的に審理するというやり方に対して、一般人である裁判員が入ることで、ある程度大ざっぱにやろうというふうの流れで、公判が証拠や論理ではなく裁判員の心証に左右されるようになっていく可能性があるのではないか。プロが判断するのがよいか、国民の一般常識が判断するのがよいかということになるが、果たして国民の一般常識がどこまでそうしたことを判断できるのか。今はマスコミが事件についての報道を朝から晩までやっていたりするが、そうした報道による情報に晒されている国民の一般常識というのが、どこまでそれに耐えられるのかという疑問もある。司法改革、制度改革をやればよいということだけではなくて、それを受け入れていく社会の成熟度などもかかわってくる。制度だけではなくて、それが本当に機能するのか、プロのチェックが必要な場合もあるのではないかなど、検証をしながらやっていくということが大事ではないかと感じている。